

教職員の働き方改革について

【 部活動のあり方 】

平成30年8月30日
教育委員会事務局

【目次】

- 1. 第1回会議以降の教育委員会としての取組み**
- 2. いわき市教職員の多忙化解消に向けた検討委員会について**
- 3. 学校における部活動の意義と課題**
- 4. 部活動適正化に向けた国の取組み**
- 5. 部活動適正化に向けた県の取組み**
- 6. 部活動適正化に向けた本市の取組みと部活動の現状**
- 7. 「（仮称）いわき市立小中学校における部活動の在り方に関する方針」
骨子について**

第1回会議以降の教育委員会としての取組み

第1回総合教育会議（5/25）

教職員の働き方改革について

第2回総合教育会議（本日）

教職員の働き方改革について～部活動の在り方～

5月

6月

7月

8月

第1回いわき市教職員の多忙化解消 に向けた検討委員会（6/22）

- ・今後のスケジュールについて
- ・夏季休業中の学校一斉閉庁日の設定について
- ・部活動の適正化について
- ・留守番電話の運用について
- ・保護者宛通知について

「学校閉庁日」の設定について（6/26付通知）

学校に日直等を置かず、対外的な業務を行わない日として、夏季休業中の学校閉庁期間を一律に設定

8月13日～16日（4日間）

併せて、学校より保護者宛通知を「いわき市教育委員会」名で配付

留守番電話の運用について（7/5付通知）

運用時間帯は以下の時間帯を基本とし、学校の実態に応じて設定

- ・週休日（土日）・休日（年末年始休暇日を含む）：終日
- ・夏季休業中の学校閉庁日：終日
- ・児童生徒一斉下校日：16時30分から
- ・部活動を実施した平日：児童生徒の下校が完了し30分を経過した時刻から

併せて、保護者宛通知を行う際には、市教育委員会の方針で留守番電話を運用する旨を明記するよう通知

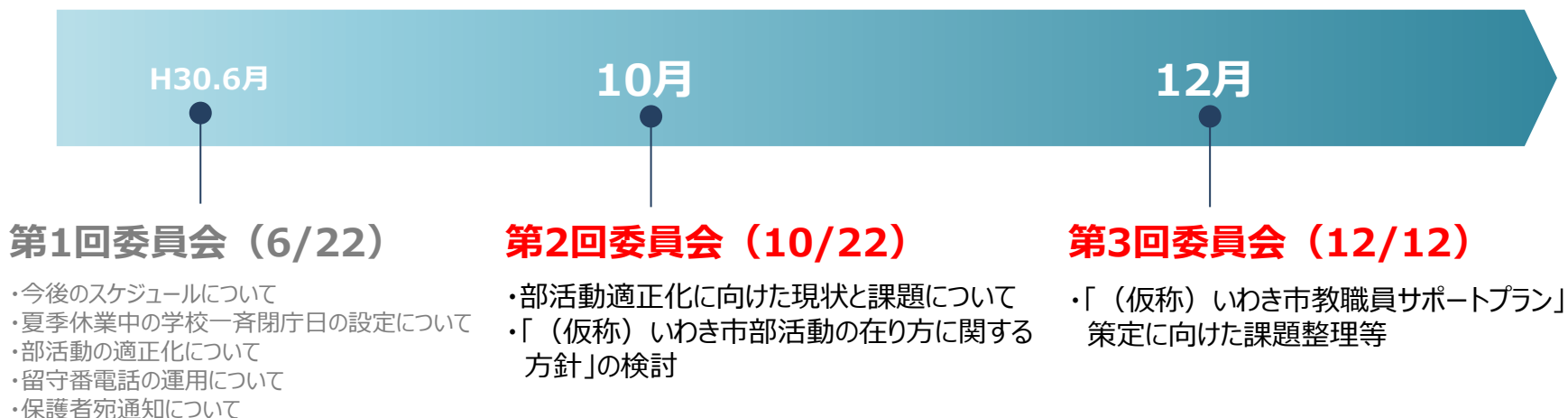
（緊急時の連絡手段の周知・非周知は学校毎の判断）

いわき市教職員の多忙化解消に向けた検討委員会について

1. 検討委員会委員について

役職等	氏名	役職等	氏名
いわき市小・中学校連絡協議会長	草野 仁	いわき地区中学校体育連盟会長	吉田 信治
いわき市小学校長会長	馬淵 章	福島県吹奏楽連盟いわき支部長	泉田 博巳
いわき市PTA連絡協議会長	箱崎 洋一	福島県合唱連盟いわき支部長	金成 聡司
いわき市PTA連絡協議会母親委員会委員長	大泉 きよみ	いわき市小中学校事務研究会長	窪木 富士美

2. 検討委員会開催スケジュール（30年度）について



学校における部活動の意義と課題

【 課題 】

部活動の「意義」以上に「課題」が増幅

【 意義 】

- 同好の生徒たちが切磋琢磨し、我が国のスポーツ・文化の振興を下支え
- 体力・技能の向上
- 異年齢との交流による社会性の伸長
- 生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の醸成
- 学習意欲の向上
- 自己肯定感, 責任感, 連帯感の涵養

- OECDによる国際調査で日本の中学校教員の勤務時間は参加国中最長。課外活動の指導時間が特に長い。
- 授業の準備等に充てる時間が確保できない。
- 担当する種目の競技等の経験がない教員が特に負担になっている。
- 十数年来, 大会やイベント等が増加し, 土日の生徒引率や審判等の大会運営が大きな負担になっている。
- 大半の中学校は全員, 部活動顧問になることが原則。
- 長時間の練習等によるスポーツ障害等の懸念

適正化に向けた実効性あるルール構築が必要不可欠

部活動適正化に向けた国の取組み



「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定（平成30年3月）

1. 適切な運営のための体制整備

- 都道府県は、「運動部活動の在り方に係る方針」を、
学校の設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、
校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。
- 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成。校長は、活動方針・計画を公表。

2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

3. 適切な休養日等の設定

- 学期中は週当たり2日以上の休養日（平日1日、土日1日以上）
- 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休業（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。
- 都道府県、学校の設置者及び校長は、基準を踏まえた休養日・活動時間等を設定し、運用を徹底。

4. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

5. 学校単位で参加する大会等の見直し

- 日本中学校体育連盟は、主催大会の参加資格や運営の在り方等を速やかに見直し。
- 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を策定。校長は、各運動部が参加する大会等を精査。

部活動適正化に向けた県の取組み



「運動部活動の在り方に関する方針」策定（平成30年7月）

1. 学校体育における部活動の位置づけと意義

2. 適切な休養日や練習時間の設定等

(1) 適切な部活動休養日の設定

- ・中学校：**平日週1日及び土・日いずれか週1日以上**
- ・中高共通（長期休業中）：学期中と同様に設定し、加えてお盆休みや年末年始などまとまった休みを設ける

(2) 適切な部活動練習時間の設定

- ・中学校：**平日2時間、休日3時間を上限**とする。

(3) 大会等への参加の見直し

- ・スポーツ医・科学的な観点から生徒の健康・安全を第一に考え、学校単位で参加する大会等の見直し
- ・競技団体が主催する各種大会への参加については、教育課程に基づいて実施する行事等の日程を優先するとともに、生徒や家庭に過度な負担をかえることがないようにする
- ・学校の設置者は、大会の主催者に対して、生徒や部活動顧問等の負担が過度にないよう大会等の精選について要請する
- ・各種競技団体は、部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行う必要がある

3. 適切な部活動運営のための整備体制

4. 部活動での適切な指導に向けて

部活動適正化に向けた本市の取り組みと部活動の現状



「学校現場における部活動の適正化に向けて」（平成29年1月16日付 教育長通知）

「教職員の多忙化解消アクションプランに沿った業務改善について」（平成30年3月12日付 教育長通知）

- ・休養日の設定：**平日週1日及び土日いずれか週1日以上**
- ・練習時間の上限の設定：**平日2時間 休日3時間**



しかし、実態は……



- ・【サッカー】市レベルの大会等

- ・年間開催日数：**64日（土・日・休日62日）**
- ・年間会議等回数：3回（平日夜間）
- ・審判講習：1日
- ※その他、県レベルの大会や協会主催行事への動員あり



- ・【野球】市レベルの大会等

- ・年間開催日数：**37日（土・日・休日34日）**
- ・年間会議等回数：3回（平日夜間）
- ※その他、県レベルの大会や協会主催行事への動員あり

【参考】平成30年度の土・日・休日（学校閉庁日、年末年始休暇を除く）日数：115日/年

「（仮称）いわき市立小中学校における部活動のあり方に関する方針」骨子について

国県通知を受けて、本市における「部活動のあり方に関する方針」（案）の骨子を以下のとおり策定したい。

「休養日」の設定

- 平日に週1日以上**の休養日を設定**する。
 - 土日**いずれか週1日以上**の休養日を設定する。
 - 学校閉庁日（お盆期間）及び年末年始期間（12月29日から1月3日まで）**を休養日**とする。
- ✓平日の休養日1日は生徒一斉下校日を充てるなどして、学校ごとに一斉に実施する。但し、練習施設の確保等の事情がある場合は、校長判断で一部の部活動のみ別日に設定することができる。
- ✓土日の2日間にわたって大会（遠征・合宿・練習時間を含む）やコンクール等のために活動する場合には、年度内の別の土日に休養日を振り替える。

「練習時間」の設定

- 平日は、**2時間を上限**とする。
 - 土日や祝日、長期休業日は**3時間を上限**とする。
- ✓平日の大会あるいは土日の大会（遠征・合宿・練習時間を含む）は、上記練習時間の設定とは別に計画されるが、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設けることとする。
- ✓朝の練習は、原則として行わない。（実施する場合は、限られた期間等に活動する特設部のみとし、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で行う。）

明確なルールのもとで、本市の部活動適正化を実現

大会等への参加の在り方の見直し

- スポーツ医・科学的な観点から生徒の健康・安全を第一に考え、学校単位で参加する大会等の見直しを行い、市・方部レベルの大会等の日数を精選する。
- 競技団体等が主催する各大会等への参加については、**教育課程に基づいて実施する行事等（定期試験を含む）の日程を優先させ**、生徒や家庭に負担をかけないこととする。
- **市教育委員会**は、各競技団体等に対して、生徒や部活動顧問等の負担が過度にならないよう**大会等の精選について要請**する。

活動方針・年間活動計画等の作成

- **校長は**、市教育委員会の方針に則り、「**学校の部活動に係る活動方針**」を策定し、ホームページ等で公表するとともに、その運用を徹底する。
- 部活動顧問は、担当する部活動の年間活動計画を作成するとともに、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動活動状況を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問等の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正する。
- **各部活動顧問が作成した年間活動計画及び毎月の活動計画は**、生徒及び保護者に周知するものとする。

市教委は各校の部活動実施状況の報告を受けるとともに、「部活動適正化推進会議」を開催し、本方針の取組状況を確認するとともに諸課題の調整・解決を図る。